

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、精肉の加工・陳列・販売の業務に従事していた。請求人は、平成〇年〇月〇日からC店農産部に、平成〇年〇月〇日からD店農産部に、平成〇年〇月〇日からE店農産部に所属し、農産物の発注・陳列・販売の業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、Fクリニックに受診し、「うつ状態」と診断された。

請求人によると、C店の上司2名とE店の上司からパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を受けたことが原因で精神障害を発病したという。

- 3 本件は、請求人が発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人は平成〇年〇月上旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨述べている。

当審査会としても、請求人の症状経過及び医学的見解等に照らし、G医師の上記意見は妥当なものと判断する。

なお、請求人は、本件疾病の発病時期について、H医師に対して照会を行い、同医師が平成〇年〇月〇日付け回答書（以下「回答書」という。）において、要旨、平成〇年〇月〇日の初診時に請求人から聞いた経過から、既に平成〇年時にうつ状態が始まっており、その原因は上司のパワハラが原因であること、その頃、請求人を診察していれば同様の診断を行っていたと考える旨述べていることから、請求人に発病した本件疾病は業務に起因するものと主張している。

しかしながら、本件疾病の発病時期及び発症原因については、診療を行う上で重要な事柄であると思われるところ、H医師は、自らが作成した診療録において、発病時期について何ら記載しておらず、平成〇年〇月意見書において、本件疾病の発病時期を平成〇年〇月頃と記載していることをもって、H医師が回答書において請求人の発病時期を「平成〇年時」としていることは発病の可能性を述べたにとどまるものとするのが妥当である。また、平成〇年〇月〇日付け意見書において、H医師は、請求人が平成〇年及び平成〇年に受診していたとした上で、要旨、「平成〇年〇月〇日、請求人から以前の症状に関して

職場のパワハラによるものであるという診断書作成の依頼を受けたが、それまでの診察でパワハラに関する言及は皆無で、虚偽の診断書は作成できないとして断った」と述べていること等を総合的に勘案すると、請求人の上記主張は採用できない。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) 評価期間における「特別な出来事」以外の出来事についてみると、請求人は、上記第3の1に記載のとおり、請求人の上司であるIのパワハラについて、監督署長は、Iが請求人に対して叱責することが職務上必要な状況であったか否かについて判断を誤っていること及び現職の従業員からの聴取内容がゆがめられている可能性を考慮しなかった旨主張している。

請求人が、パワハラであると主張する出来事について、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて、一件記録を子細に検討したが、請求人の主張の根拠となる事実を認めるに足りる客観的資料がないことから、決定書理由で説示するとおり、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

(5) 以上のとおり、心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が1つあり、恒常的な長時間労働も認められないことから、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であって、「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由であるものとは認められない。

このほか、請求人のその余の主張についても一件記録を子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。